

\*\*\*\*\*  
目安箱への投稿  
\*\*\*\*\*

■日付： 2019/11/11

■件名：工事発注までの手続き及び工期について

■ご意見・お問い合わせ

○問題点：

現在、建設業の若い担い手離れが全国的にも問題視されています、当社でも入社1年未満の若者が年に12名退社した事例がありました、その背景には各々にも問題がありますが、大きな要因と考えられるのが、工事工程に追われる業務内容によるもの(当社聞き取り調査)です。

工事受注後、支障物や占用物件・事業損失対応など、本来ならば、発注時までに対処可能とされる問題が、受注後～着手に至るまでにその処理に追われる日々が続き、「H30.31度橋梁下部工事で協議指示項目60件」その影響が工事完成まで尾を引く状態となり、仕事に追われ、若い者を育てる時間が取れず、ただ忙しくしているだけの先輩を見ていて「仕事へのやりがい」や「建設業への魅力」を感じることができないままになり、若い者が就いてこれず・やる気を失い挫折しているのが現状です。

○現場サイドでの対応状況：

会社全体でも各現場へ集中して技術者の応援や、時間外労働の削減や休日確保の取り組みを行ってはいますが、いずれにせよ人手が足りないのが現状で、現場としては主に建設業の魅力のアピールや仕事以外でのレクリエーション等に気をつかい、若い者のやる気を消さないように努めています。

○改善意見：

工事発注までに対応可能である支障物や占用物件・事業損失対応などについてはある程度処理を済ませ発注していただきたい又、発注時期の平準化・柔軟な工期設定をお願いします。そうすることで発注担当官及び受注者はゆとりをもって本来の物造りに専念でき、若い担い手が夢を膨らませ、より快適に働ける職場を提供することが出来ます。なくてはならない建設業を、より働きがいのあるものへと、よろしくをお願いします。

■回答

改善意見にあります、支障物や事業損失対応については、「工事関係書類等の適正化指針(案)(以下、指針)」4章3-4を当面定着するまでは、各地域にてキャラバンを実施し徹底させます。

【3-4回答】

事前協議可能なものは関係機関協議は発注者にて発注前に実施します。施工方法等に関する詳細な協議は受発注者にて実施しますのでご理解をお願いします。

工期については、令和元年度6月より施工された「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」においても、「工期の適正化」が規定され、発注者の責務として、適切な工期を確保することとなっています。

整備局でも、実務をされた監理技術者を招き、工程に関する研修を昨年から実施しており、工期算定支援システムでチェックし適正工期に努めて参ります。